秘密保持に関する差入書

令和　　年　　月　　日

サン建商株式会社　御中

差入人 所在地	
会社名	
代表者	

当社は、貴社との間で行うデータセンターの設置申請及びこれに関する協議（以下「本件」といいます）に関して、貴社から開示を受ける秘密情報の取扱いについて、下記の条項を遵守することを誓約し、本書を差し入れます。

記

1. **（秘密情報の定義）**本書において「秘密情報」とは、本件に関して貴社から書面、口頭、電磁的記録その他方法を問わず開示された技術上及び営業上の一切の情報（設備・電柱・設置場所に関する情報、図面、審査内容を含む）及び本件に関する協議の存在・内容をいいます。ただし、次のものは除きます。
   (1) 開示を受けた時点で既に公知であった情報
   (2) 開示を受けた後、当社の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
   (3) 開示を受けた時点で既に当社が正当に保有していた情報
   (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
   (5) 秘密情報に依拠せず当社が独自に開発した情報
2. **（目的外使用の禁止）**当社は、秘密情報を本件の目的のためにのみ使用し、その他の目的に使用しません。
3. **（第三者への開示禁止）**当社は、貴社の事前の書面による承諾なく、秘密情報を第三者に開示・漏洩しません。ただし、本件のために知る必要のある当社の役員・従業員・委託先に対しては、本書と同等の義務を課した上で開示することができます。法令、裁判所又は行政機関の命令により開示を求められた場合は、すみやかに貴社に通知した上で、必要最小限の範囲で開示します。
4. **（管理義務）**当社は、秘密情報を善良な管理者の注意をもって管理し、漏洩・紛失・改ざんの防止に必要な措置を講じます。秘密情報の複製は、本件の目的に必要な範囲に限ります。
5. **（返還・廃棄）**当社は、貴社から求めがあったとき、又は本件が終了したときは、貴社の指示に従い、秘密情報（複製物を含む）をすみやかに返還又は廃棄します。
6. **（有効期間）**本書の効力は、本書差入日から本件終了後３年間存続するものとします。
7. **（損害賠償）**当社が本書に違反して貴社に損害を与えた場合は、当社はその損害を賠償します。

8. **（準拠法・管轄）**本書は日本法に準拠し、本書に関する紛争は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

本件に関する当社担当窓口

部署・担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

電子的な同意の記録（本書は画面上での同意により差し入れられたものであり、押印はありません）

同意番号　（同意前）

同意者　（）

同意日時　（日本時間）

本文の版　1.0

同意時の本文はサン建商株式会社のシステムにそのまま保存されています。